

平成29年（行ク）第263号

（本案事件：平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件）

申立人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス


相手方 国（処分行政庁 外務大臣）

文書提出命令申立てに対する意見書（4）

平成30年4月23日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

相手方指定代理人

高	洲	昌	弘	
田	家	重	信	
矢	澤	正	樹	
入	谷	貴	之	
寺	尾		長	
鈴	木	孝	宏	
内	藤	正	彪	
宮	野	理	子	
石	川	真由	美	
吉	野	浩	平	

略称等は、本意見書で新たに定めるもののほかは、本案事件及び従前の例による。

- 1 本件各対象文書が民訴法220条1号に該当し得ないことは、相手方意見書(1)及び相手方の平成30年1月26日付け文書提出命令申立てに対する意見書(2)（以下「相手方意見書(2)」という。）で述べたとおりである。
- 2 さらに、相手方が、本件各対象文書に言及する相手方主張部分を撤回したことは被告準備書面(6)で述べたとおりであるところ、これにより、本件各対象文書に言及する相手方の主張は一切存在しないこととなったため、この観点からも、本件各対象文書が民訴法220条1号の引用文書に該当する余地はなくなり、さらには、本件各対象文書の証拠調べの必要性もなくなったことは明らかである。

この点につき、上記主張の撤回の趣旨を改めてふえんするに、そもそも、改めて詳細に論ずるまでもなく、本件国賠請求につき国賠法上の違法性がないことについては、被告の平成30年4月23日付け準備書面(7)（以下「被告準備書面(7)」という。）においても詳述したとおりであって、その判断において、決定権限を持たない一担当者間のやり取りが記された本件各対象文書を検討する必要性は認められないため、その検討のために双方が主張を重ねることは審理の円滑な進行を妨げるともいえる。

加えて、本件各対象文書は、互いに日本国政府・米国政府の各担当者が公にしないことを前提として、メールという媒体を用いて行ったやり取りが記載されたものであって、各政府の意思決定権限を持たない一担当者間でのやり取りにすぎないものであるから、かかるやり取りについては公にされることは想定されていない。しかも、相手方意見書(2)第1の2(5ないし8ページ)で述べたとおり、情報や表現が常に各々の所属する組織の最終的な意思を体现したものとして発信されるとも限らない上、最終合意に至るまでの一部の情報の断片が公にされることにより、意図しない誤解や憶測を生むほか、メールの当事者に

不当な精神的負担を与え、今後の同様のやり取りを萎縮させ、日常の日米間の内部調整を伴う外交事務の処理が著しく停滞することとなる。その結果、安全保障協力における米国との信頼関係が損なわれるおそれ、ひいては我が国の安全が害されるおそれすらある。さらに、米国政府は本件各対象文書についての開示については不同意との立場を貫いており、これを公にするとという事態になれば米国との信頼関係が大きく損なわれるのみならず、国際社会における日本の信頼が低下し、あらゆる国際関係において交渉上の不利益を被ることになりかねない。

そこで、相手方としては、上述した本件各対象文書を公にすることによる公益上の不都合性や本件各対象文書の本件国賠請求における証拠としての必要性、さらには、本案訴訟の円滑な訴訟進行等の諸般の事情を総合的に勘案し、本件各対象文書言及部分についての主張を撤回したものである。

- 3 以上によれば、本件各対象文書は、被告準備書面(6)における主張の撤回により、民訴法220条1号に該当する前提を一切失ったといえる上、証拠調べの必要性もなくなったというべきであり、本件申立ては速やかに却下されるべきである。

以 上